

埼玉県市町村職員年金者連盟会員の加入・脱退等に関する規則

平成20年7月15日 施行

(目的)

第1条 埼玉県市町村職員年金者連盟規約（昭和42年4月4日議決。以下「規約」という。）

第5条に規定する埼玉県市町村職員年金者連盟（以下「連盟」という。）の会員となるための所定の加入手続及び脱退に関する手続等を定めることを目的とする。

(連盟への加入手続)

第2条 規約第5条に定める所定の加入手続は、様式第1号による年金者連盟加入申込書を連盟に提出することをいう。

(連盟からの脱退手続)

第3条 第2条による加入手続を行い連盟の会員となった者が、連盟を脱退しようとするときは、脱退希望日を記入した様式第2号による年金者連盟脱退届書を連盟に提出することにより行うものとする。

(加入支部の変更手続)

第4条 第2条による加入手続を行い連盟の会員となった者が、加入する支部を変更しようとするときは、様式第3号による年金者連盟加入支部の変更届を連盟に提出することにより行うものとする。

附 則

- 1 この規則は、平成20年7月15日から施行する。
- 2 この規則の施行日前において第2条から第4条の規定の例により行われた各手続きは、この規則により行われたものとみなすものとする。